

● 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十二条第二項第二号二に規定する主務大臣が定める量

	平成 8 年 12 月 27 日	厚生省告示第 3 号
改正	平成 9 年 12 月 26 日	厚生省告示第 4 号
改正	平成 10 年 12 月 28 日	厚生省告示第 8 号
改正	平成 11 年 12 月 16 日	厚生省告示第 3 号
改正	平成 12 年 12 月 27 日	厚生省告示第 7 号
改正	平成 13 年 11 月 9 日	経済産業省告示第 6 号
改正	平成 14 年 11 月 29 日	経済産業省告示第 6 号
改正	平成 15 年 12 月 10 日	経済産業省告示第 7 号
改正	平成 16 年 12 月 16 日	経済産業省告示第 7 号
改正	平成 18 年 1 月 30 日	経済産業省告示第 1 号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十二条第二項第二号二の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十二条第二項第二号二に規定する主務大臣が定める量を次のように定め、平成九年四月一日から適用する。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十二条第二項第二号二に規定する主務大臣が定める量は、次の表の左欄に掲げる特定分別基準適合物に係る特定容器の用いられる事業が属する同表の中欄に掲げる業種の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

特定分別基準適合物	業 種	量（千キログラム）
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省令第一号。以下「規則」という。）第四条第一号に規定する分別基準適合物	規則別表第二の一の項の右欄のイに掲げる業種	3 5 7 , 5 5 9
	規則別表第二の一の項の右欄のロに掲げる業種	1 3 1 , 6 1 2
	規則別表第二の一の項の右欄のハに掲げる業種	1 8 1 , 6 8 8
	規則別表第二の一の項の右欄のニに掲げる業種	9 , 2 3 6
	規則別表第二の一の項の右欄のホに掲げる業種	1 2 , 8 0 2
	規則別表第二の一の項の右欄のヘに掲げる業種	1 , 6 7 0
規則第四条第二号に規定する分別基準適合物	規則別表第二の二の項の右欄のイに掲げる業種	4 3 , 5 8 6
	規則別表第二の二の項の右欄のロに掲げる業種	1 9 3 , 4 5 5
	規則別表第二の二の項の右欄のハに掲げる業種	8 5 , 5 4 7
	規則別表第二の二の項の右欄のニに掲げる業種	2 5 7 , 9 2 6
	規則別表第二の二の項の右欄のホに掲げる業種	9 1 8
	規則別表第二の二の項の右欄のヘに掲げる業種	1 , 8 4 3
規則第四条第三号に規定する	規則別表第二の三の項の	

分別規準適合物	右欄のイに掲げる業種	1 2 , 9 2 3
	規則別表第二の三の項の右欄のロに掲げる業種	3 0 , 8 4 1
	規則別表第二の三の項の右欄のハに掲げる業種	1 4 9 , 0 3 3
	規則別表第二の三の項の右欄のニに掲げる業種	3 , 1 4 5
	規則別表第二の三の項の右欄のホに掲げる業種	1 , 8 4 1
	規則別表第二の三の項の右欄のヘに掲げる業種	2 5 8
規則第四条第四号に規定する分別規準適合物	規則別表第二の四の項の右欄のイに掲げる業種	3 8 5 , 2 8 0
	規則別表第二の四の項の右欄のロに掲げる業種	5 3 , 9 6 0
	規則別表第二の四の項の右欄のハに掲げる業種	2 6 , 2 0 6
	規則別表第二の四の項の右欄のニに掲げる業種	5 6 , 2 8 4
	規則別表第二の四の項の右欄のホに掲げる業種	3 8 , 7 3 3
	規則別表第二の四の項の右欄のヘに掲げる業種	2 5 , 5 7 3
	規則別表第二の四の項の右欄のトに掲げる業種	1 6 0 , 2 7 4
	規則別表第二の四の項の右欄のチに掲げる業種	5 5 6 , 4 9 0
規則第四条第五号に規定する分別規準適合物	規則別表第二の五の項の右欄のイに掲げる業種	1 6 , 1 0 5
	規則別表第二の五の項の右欄のロに掲げる業種	4 4 3 , 1 4 4
	規則別表第二の五の項の右欄のハに掲げる業種	1 8 , 5 5 8
規則第四条第六号に規定する分別規準適合物	規則別表第二の六の項の右欄のイに掲げる業種	6 4 9 , 2 1 3
	規則別表第二の六の項の右欄のロに掲げる業種	7 1 , 2 0 8
	規則別表第二の六の項の右欄のハに掲げる業種	7 , 2 3 1
	規則別表第二の六の項の右欄のニに掲げる業種	6 9 , 3 0 3
	規則別表第二の六の項の右欄のホに掲げる業種	5 7 , 2 5 8
	規則別表第二の六の項の右欄のヘに掲げる業種	7 0 , 4 3 8
	規則別表第二の六の項の右欄のトに掲げる業種	2 5 5 , 9 7 0
	規則別表第二の六の項の右欄のチに掲げる業種	2 6 0 , 1 8 3

(注) 表中「量」は平成18年4月1日より適用されます。